

江南市下水道事業使用料改定案

パターン別使用料体系について

江南市 下水道課



目次

1	下水道事業環境について	2
2	新しい下水道使用料体系の検討	9
3	下水道使用料体系の考え方	14
4	下水道使用料算定の基本的考え方に基づ〈使用料体系案(パターン)	17
5	現行体系を基礎とした使用料体系案(パターン・)	22
6	理論と現状を踏まえた使用料体系案(パターン・)	26
7	使用料体系案の比較	31

1.1 経営戦略策定時の収益的収支計画_R5:135円(税抜)、R9:150円(税抜)の改定

経営戦略の財政計画では、R5年度135円(税抜)・R9年度150円(税抜)の改定を見込んで推計しています。 計画終了時のR12年度時点では5,000万円程度の黒字を見込んでいました。

	⋉	分		_	年	度	令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		1. 営	業	47	益	(A)	349,901	355,098	369,947	422,063	434,312	449,358	464,271	528,560	539,399	545,509	552,803
	1177	(1) 使	用	料	収	λ	339,889	345,271	360,720	412,836	424,998	440,044	454,357	519,246	530,085	536,195	543,489
	収	(2) 受	託工	事 収	益	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) 他	会	計	負 技	旦 金	9,922	9,110	9,110	9,110	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197
収	益	(4) そ		Ø		他	90	717	117	117	117	117	717	117	117	117	117
		2. 営	業	外	収	益	509,289	514,094	509,213	511,228	513,724	515,092	512,767	510,440	508,240	657,042	650,630
	的	(1) 他	会 計 負	担担	金 · 補	助金	305,208	305,353	303,034	303,260	304,413	304,271	301,653	298,727	296,199	445,175	438,080
				他 会	計負	担 金	298,208	300,853	298,534	298,760	299,913	299,771	297,153	294,227	291,699	440,675	433,580
	収			他 会	計補	助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
益				そ の	他 補	助金	7,000	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	λ	(2) 長	期前	句 受	金	戾 入	204,074	208,734	206,173	207,961	209,304	210,813	211,106	211,705	212,034	211,859	212,541
	^	(3) そ		の		他	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8
		ЧХ	ر ا	λ	計	(C)	859,190	869,192	879,160	933,291	948,037	964,450	977,038	1,039,000	1,047,639	1,202,551	1,203,433
		1. 営	業		費	用	935,037	948,712	970,618	993,510	1,019,467	1,039,006	1,048,353	1,057,260	1,064,276	1,068,924	1,075,864
的		(1) 職	員	給	与	費	51,179	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340
113	収			基	本	給	25,042	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635
				退職	銭 給	付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				そ	0	他	26,137	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705
	益	(2) 経				費	321,320	318,597	336,889	350,291	364,196	374,800	380,728	387,659	392,786	396,672	402,981
収				動	力	費	634	808	808	808	1,096	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156
7.	的			修	繕	費	2,005	1,705	2,005	2,005	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505
				材	料	費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				委	託	費	37,292	41,466	35,325	36,121	38,690	40,292	40,979	41,649	42,135	42,431	42,773
	支			そ	の	他	281,389	274,618	298,751	311,357	320,905	329,848	335,088	341,349	345,990	349,579	355,547
支		(3) 減	価	償	却	費	562,538	580,775	584,390	593,878	605,931	614,865	618,285	620,261	622,150	622,912	623,542
~		2. 営	業	外	費	用	185,861	166,559	164,862	151,257	132,484	119,455	105,869	96,580	88,085	80,496	73,515
	出	(1) 支	拉		利	息	160,482	149,382	139,969	131,046	121,875	112,587	102,622	93,332	85,121	77,532	70,551
		(2) そ		の		他	25,379	17,177	24,893	20,211	10,609	6,868	3,248	3,248	2,964	2,964	2,964
		支		出	計	(D)	1,120,898	1,115,270	1,135,481	1,144,767	1,151,951	1,158,461	1,154,223	1,153,839	1,152,361	1,149,420	1,149,378
	経	常	損 盆		(C)-(D)	(E)	261,708	246,079	256,321	211,476	203,914	194,011	177,185	114,840	104,722	53,132	54,055
特		別	利		益	(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特		別	損		失	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特			損益		(F)-(G)	(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当	年月	度 純 利 益	1 又は	純損	失)	(E)+(H)	261,708	246,079	256,321	211,476	203,914	194,011	177,185	114,840	104,722	53,132	54,055

R5に135円(税抜)、 R9に150円(税抜)の改定により、 R12で給水収益5.43億円となる

使用料金単価を150円(税抜)へ改定したことで、高資本費対策繰入金をもらうことを想定

R11·R12には5,000万円程度の 黒字になる

1.2 修正した収益的収支計画_R5:123円(税抜)、R9:136円(税抜)の改定

経営戦略時の改定単価を税込とし、R5年度123円(税抜)・R9年度136円(税抜)の改定を見込んだ場合、計画終了時のR12年度時点では 1.4億円程度の赤字になると想定されます。

	X	分		_	ź	F	度	令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
		1. 営	業	ЦΖ		益	(A)	349,901	355,098	369,947	385,367	396,535	410,243	423,884	480,097	489,924	495,464	502,077	
		(1) 使	用		料	収	λ	339,889	345,271	360,720	376,140	387,221	400,929	413,970	470,783	480,610	486,150	492,763	
	収	(2) 受	託工	事	収	益	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(3) 他	会	計	負	i i	旦 金	9,922	9,110	9,110	9,110	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	
収	益	(4) そ			の		他	90	717	117	117	117	117	717	117	117	117	117	
1		2. 営	業	5	!	収	益	509,289	514,094	509,213	511,228	513,724	515,092	512,767	510,440	508,240	505,335	503,477	
	的	(1) 他	会 計	負 担	金	· 補	助金	305,208	305,353	303,034	303,260	304,413	304,271	301,653	298,727	296,199	293,468	290,927	
				他	숲	計負	担 金	298,208	300,853	298,534	298,760	299,913	299,771	297,153	294,227	291,699	288,968	286,427	
	収			他	슰	計 補	助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
益				そ	の	他 補	助金	7,000	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
	λ	(2) 長	期	前	受	金	戻 入	204,074	208,734	206,173	207,961	209,304	210,813	211,106	211,705	212,034	211,859	212,541	
	^	(3) そ			の		他	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	
		ı	収	λ		計	(C)	859,190	869,192	879,160	896,595	910,259	925,335	936,650	990,537	998,165	1,000,800	1,005,554	
		1. 営	業	ŧ		費	用	935,037	948,712	970,618	993,510	1,019,467	1,039,006	1,048,353	1,057,260	1,064,276	1,068,924	1,075,864	
的		(1) 職	員		給	与	費	51,179	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	
"	収			基		本	給	25,042	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	
				退	職	給	付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	<u></u>			そ		Ø	他	26,137	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	
	益	(2) 経		_			費	321,320	318,597	336,889	350,291	364,196	374,800	380,728	387,659	392,786	396,672	402,981	
収				動		カ	費	634	808	808	808	1,096	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	
	的			修		繕	費	2,005	1,705	2,005	2,005	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	
				材		料	費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				委		託	費	37,292	41,466	35,325	36,121	38,690	40,292	40,979	41,649	42,135	42,431	42,773	
	支			7			他	281,389	274,618	298,751	311,357	320,905	329,848	335,088	341,349	345,990	349,579	355,547	
支		(3) 減			償	却	費	562,538	580,775	584,390	593,878	605,931	614,865	618,285	620,261	622,150	622,912	623,542	
		2. 営	業		'	費	用	185,861	166,559	164,862	151,257	132,484	119,455	105,869	96,580	88,085	80,496	73,515	
	出	(1) 支	= = =	払		利	息	-	149,382	139,969	131,046	121,875	112,587	102,622	93,332	85,121	77,532	70,551	
		(2) そ			の		他	25,379	17,177	24,893	20,211	10,609	6,868	3,248	3,248	2,964	2,964	2,964	
	Ш			出		計	(D)	1,120,898	1,115,270	1,135,481	1,144,767	1,151,951	1,158,461	1,154,223	1,153,839	1,152,361	1,149,420	1,149,379	
-	経	常		益 		(C)-(D)	(E)	261,708	246,079	256,321	248,173	241,692	233,126	217,572	163,303	154,196	148,620	143,824	
特		別	¥			益	(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特		別	損			失 (5)	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特	<i></i>	別		益		(F)-(G)	(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当	牛 [夏 純 札	益(又は	ま 純	損失	:) ((E)+(H)	261,708	246,079	256,321	248,173	241,692	233,126	217,572	163,303	154,196	148,620	143,824	

R5に123円(税抜)の改定を実施

R9に136円(税抜)の改定を実施

使用料金単価が150円(税抜)とならないため、高資本費対策繰入金をもらえず、繰入金の減少

給水収益·高資本費対策繰入金 の減少により、R12には 1.4億円 程度の赤字になる

1.3 使用料改定単価の税抜、税込の違いによる影響額のまとめ

	使用料単個	西(税抜)/㎡	R3~R12の	R3~R12の	R3~R12の	R12の	
案	令和2年度 実績	改定後	累計使用料 収入	基準内繰入金収 入(3条+4条)	基準外繰入金収 入(4条)	純損益	
使用料単価	108円	R5 123円	4,215	3,184	2,330	144	
(税込)135円 150円	说込)135円 108円		百万円	百万円	百万円	百万円	
使用料単価	108円	R5 135 円	4,567	3,483	1,691	_54	
(税抜)135円 150円	10013	R9 150円	百万円	百万円	百万円	百万円	
差額	_	R5 12 円	352	299	+639	198	
(-)		R9 14円	百万円	百万円	百万円	百万円	

1.4 新たな使用料体系検討にあたっての前提について

経営戦略策定委員会においては、税抜・税込の言及は特段行っておりませんでしたが、経営戦略は税抜数値で作成することが定められているため、税抜数値を前提として作成しておりました。 経営戦略はR5年度に135円、R9年度に150円に使用料を改定すると仮定して、将来の使用料収入を算定しております。

案	使用料改定率	改定率に対するコメント
	R5年度123円(税抜): 8.2% R9年度136円(税抜):23.5%	✓ 下記内容は実現しないが、市民負担を鑑みた改定率・経営戦略期間内(~R12年度)に当年度純損益の黒字・経費回収率100%の達成・一般会計からの基準外繰入金抑制
	R5年度135円(税抜)∶18.7% R9年度150円(税抜)∶36.2%	 ✓ 下記内容を実現する改定率 ・経営戦略期間内(~R12年度)に当年度純損益の黒字 ・経費回収率100%の達成 ・一般会計からの基準外繰入金抑制 ✓ 高資本費対策に係る対象要件を満たす改定率

使用料改定率は整備完了に伴う水洗化率向上の影響を加味するため、R5年度とR9年度の成行数値から試算しています。 そのため、R2年度時点からの改定率ではございません。詳細は後述しています。

1.5 直近3か年(H30~R2)の平均下水道使用料、調定件数

下水道使用料は51~100㎡の使用者が最も多 $\langle 0 \sim 100 \text{m}^3$ で全使用料収入の68%を占めています。一方、調定件数も51~100㎡の使用者が最も多いですが、 $0 \sim 40 \text{m}^3$ の比較的少量の使用者も多いことから、 $0 \sim 40 \text{m}^3$ で全調定件数の63%を占めています。

▼ 下水道使用料 ヒートマップ

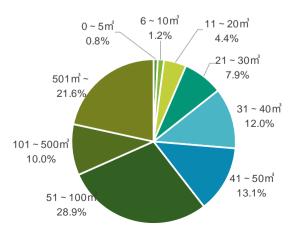
(2か月平均) 単位:円(税抜)

直近3か年平均 水量区分										
項目	0 ~ 5㎡	6 ~ 10㎡	11 ~ 20㎡	21 ~ 30㎡	31 ~ 40㎡	41 ~ 50㎡	51 ~ 100㎡	101 ~ 500㎡	501㎡ <i>~</i>	総計
下水道使用料	2,427,175	3,493,358	12,710,283	22,729,328	34,522,428	37,875,363	83,303,832	28,818,325	62,290,786	288,170,880
構成割合	0.8%	1.2%	4.4%	7.9%	12.0%	13.1%	28.9%	10.0%	21.6%	100.0%
累計割合	0.8%	2.1%	6.5%	14.4%	26.3%	39.5%	68.4%	78.4%	100.0%	-

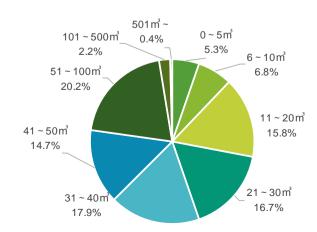
▼ 調定件数 ヒートマップ 単位:件

直近3か年平均		水量区分											
項目	0 ~ 5㎡	6 ~ 10㎡	11 ~ 20㎡	21 ~ 30㎡	31 ~ 40m²	41 ~ 50㎡	51 ~ 100㎡	101 ~ 500㎡	501㎡~	総計			
調定件数	3,242	4,163	9,663	10,182	10,889	8,960	12,320	1,324	248	60,992			
構成割合	5.3%	6.8%	15.8%	16.7%	17.9%	14.7%	20.2%	2.2%	0.4%	100.0%			
累計割合	5.3%	12.1%	28.0%	44.7%	62.5%	77.2%	97.4%	99.6%	100.0%	-			

水量区分別下水道使用料割合



水量区分別調定件数割合



1.6 基本水量(~5m³)以下の使用者詳細

5m³以下における1~2m³以下の使用者は40%超を占めています。過去11年間の調定1件あたりの平均使用料単価は747円と基本使用料(850円/2か月)を下回っています。

(2か月平均/税抜)

7	水量別使用料山	<u>以</u>					
	年度	1m²	2m²	3m²	4m²	5m²	合計
	2010年度	265,625	188,700	186,150	195,075	246,500	1,082,050
	2011年度	323,425	214,625	201,875	220,575	232,475	1,192,975
	2012年度	332,350	230,350	211,650	257,550	261,375	1,293,275
	2013年度	361,675	231,625	238,850	270,725	291,125	1,394,000
	2014年度	430,950	273,700	265,200	294,100	359,550	1,623,500
	2015年度	493,000	297,925	303,450	355,725	377,825	1,827,925
	2016年度	519,350	327,675	316,625	345,950	416,925	1,926,525
	2017年度	541,450	368,900	347,650	345,525	452,625	2,056,150
	2018年度	653,225	358,700	376,125	396,525	472,175	2,256,750
	2019年度	706,775	481,100	422,450	465,800	510,425	2,586,550
	2020年度	686,375	431,375	392,275	444,550	483,650	2,438,225
	総計	5,314,200	3,404,675	3,262,300	3,592,100	4,104,650	19,677,925
	比率	27%	17%	17%	18%	21%	100%
	累積比率	27%	44%	61%	79%	100%	-

<u>v</u>	<u>水重別使用科特</u>	<u> </u>					
	年度	1m ⁸	2mi	3mi	4m²	5m²	合計
	2010年度	685	686	757	768	816	739
	2011年度	652	733	734	769	793	726
	2012年度	678	713	770	783	804	742
	2013年度	701	731	758	785	802	751
	2014年度	704	746	782	782	821	761
	2015年度	703	736	757	784	790	749
	2016年度	686	738	759	777	818	749
	2017年度	676	741	776	800	817	752
	2018年度	682	738	784	796	804	750
	2019年度	688	721	753	764	778	735
	2020年度	697	748	801	808	813	763
	平均	687	730	766	783	805	747
	基本使用料に 対する割合	81%	86%	90%	92%	95%	88%

V	水量	別調	定件	-数

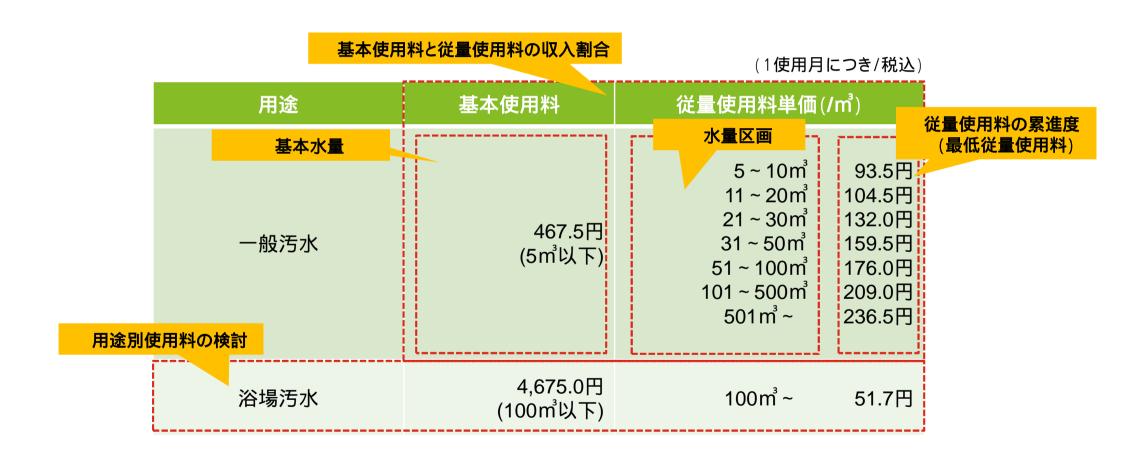
年度	1mੈ	2mឺ	3m ¹	4m ^d	5m	合計
2010年度	388	275	246	254	302	1,465
2011年度	496	293	275	287	293	1,644
2012年度	490	323	275	329	325	1,742
2013年度	516	317	315	345	363	1,856
2014年度	612	367	339	376	438	2,132
2015年度	701	405	401	454	478	2,439
2016年度	757	444	417	445	510	2,573
2017年度	801	498	448	432	554	2,733
2018年度	958	486	480	498	587	3,009
2019年度	1,027	667	561	610	656	3,521
2020年度	985	577	490	550	595	3,197
総計	7,731	4,652	4,247	4,580	5,101	26,311
比率	29%	18%	16%	17%	19%	100%
累積比率	29%	47%	63%	81%	100%	-

基本使用料単価は850円(2か月/税抜)

1~2㎡以下の使用者は44%となっております

2.1 使用料体系決定の具体的な検討事項(第1回審議会資料より)

一般に、使用料体系決定においては以下の5点が検討項目となります。



2.2 使用料体系に対する基本的な考え方(第1回審議会資料より)

使用料体系の方向性を考えるに際し、使用料収入の受取側である下水道事業者(市)と支払側である使用者(市民、企業等)の両面から検討を行っていきます。

受取側:下水道事業者(市)

(基本的な考え方)

- 下水道は現代社会に必要不可欠な社会 基盤であり、今後も多額の設備投資が必 要である中、適切に整備し、維持・運営し ていけるよう、適切な使用料のあり方を検 討します。
- このため、需要に関わらず、安定した経営 を行っていける使用料体系を検討してい きます。



支払側:使用者(市民、企業等)

(基本的な考え方)

- 下水道事業はナショナルミニマムと位置 付けられているため、使用者に過度な 負担を強いないよう検討していきます。
- 少量使用者や、今後下水道への接続が 期待される大口使用者など、様々な使 用者の負担に配慮した使用料体系を検 討していきます。

2.3 検討項目ごとの現状及び検討方針

5つの検討項目のうち、企業経営の安定化を図る観点から、基本使用料の割合を高めるほか、少量使用者への配慮から、最低従量単価の見直し等を検討していきます。

主な検討内容	検討項目	現状	算定における検討方針
企業経営の 安定化	基本使用料 収入と従量使 用料収入の 割合の設定	 基本使用料の割合を高めることで、 排水量に影響されに〈〈、企業経 営を安定的に行いやす〈なるとさ れています。 本市の基本使用料・従量使用料 の割合は下水道使用料算定の基 本的考え方を参考に算定した割 合と比較して基本使用料の割合 は低い水準となっています。 	 経営の安定化を図る観点から、下水道使用料算定の基本的考え方にて算出される使用料対象経費の基本使用料収入と従量使用料収入割合を参考に、基本使用料の割合の見直しを検討します。
少量使用者への配慮	基本水量の 設定	 下水道使用料算定の基本的考え 方ではナショナル・ミニマムとして の排出量を考慮する場合でも、基 本水量制ではなく、対象とする水 量区分について使用料単価を抑 制的に設定した従量使用料を基 本使用料に加えた使用料体系と することも有力な選択肢とされて います。 本市は、基本水量を採用しており、 5㎡以下の少量使用者の負担が 相対的に高くなっています。 	• 新しい使用料体系では設定しない 方向で検討します。

2.3 検討項目ごとの現状及び検討方針

5つの検討項目のうち、企業経営の安定化を図る観点から、基本使用料の割合を高めるほか、少量使用者への配慮から、最低従量単価の見直し等を検討していきます。

主な検討内容	検討項目	現状	算定における検討方針
少量使用者への配慮	従量使用料 の逓増度の 設定	 下水道使用料算定の基本的考え 方では、需要変動リスクに対応するコストを水量区画別に調整・配 賦し、従量使用料単価を算定する 方法が示されています。 本市は、逓増型従量使用料制度 を採用しています。 	 下水道使用料算定の基本的考え 方で示されている方法に基づいて、 水量区画別の従量使用料を設定 することを検討します。 また、現状より過度な負担増となら ないよう少量使用者に配慮し、最低 従量単価の見直しを検討します。 今後の大口使用者の接続促進の ため、最高従量単価の見直しも検 討します。
	従量使用料 の水量区画 の設定	 下水道使用料算定の基本的考え 方では、水量区画を概ね3から9 段階とし、排水需要実態等を考慮 して使用料単価を決定することと されています。 本市は、逓増型従量使用料制度 を採用しており、水量区画は7段 階で設定しています。 	新しい使用料体系では基本水量を 設定しない方針のため、現行の区 画より1区画増やす方向で検討し ます。
用途別使用料について	用途別使用 料の設定	• 本市では公衆浴場用のみ設定しています。	• 現状同様、公衆浴場用のみ設定する方向で検討します。

3 下水道使用料体系の考え方

3 下水道使用料体系の考え方

3.1 検討すべき使用料体系案について

新使用料体系の検討に際しては、下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系案、・・・現 行体系を基礎とした使用料体系案を検討した上で、 と ・ の体系を比較し、急激な負担とならないように 配慮した、・・理論と現状を踏まえた使用料体系を検討していきます。

パターン

日本下水道協会が示した「下水道使用料 算定の基本的考え方」(平成29年3月)で 示されている方法に基づき、使用料の適 正化を図った使用料体系案

(使用料適正化:下水道事業者の視点)

パターン

算定期間内(R3-R7)の使用料対象経費を 使用料収入で賄う



パターン パターン 現行の使用料体系を基礎として、基本使用 料、従量使用料とも一律に同じ割合で改定 した場合の使用料体系案 (現行体系を基礎とした使用料体系)

パターン パターン

R5年度:135円(税込) R9年度:150円(税込)

R5年度:135円(税抜)

R9年度:150円(税抜)



パターン パターン

パターン とパターン ・ を比較して、 急激な負担増が生じないよう配慮しつつ、経 営の安定化を目指した使用料体系案 (急激な負担増が生じない:使用者の視点

企業経営の安定化:下水事業者の視点)

R5年度:135円(税込) R 9 年度: 150円(税込)

パターン

R5年度:135円(税抜)

R9年度:150円(税抜)

パターン

3 下水道使用料体系の考え方

3.2 検討項目に対するパターン別の考え方

パターンごとの検討項目に対する考え方は以下の通りです。

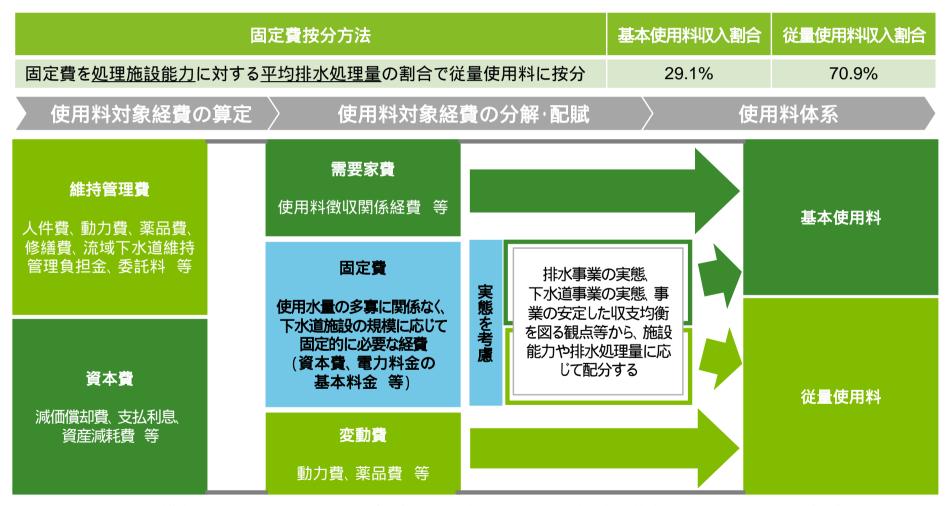
検討項目	パターン	パターン・	パターン・
基本使用料収入と従量 使用料収入の割合の 設定	• 費用を分解し、費用項目に応じて 基本使用料と従量使用料に配賦	●割合は現行と同一 (基本使用料:従量使用料 = 17.9%:82.1%)	経営の安定化を図るため基本使用料割合を増加 (基本使用料:従量使用料 = 21.6%:78.4%)
基本水量の設定	算定方法に関する記載はなし基本水量制ではない使用料体系とすることも有力な選択肢と記載	●設定しない	●設定しない
従量使用料の逓増度の 設定(最低従量単価)	水量区画毎の排水需要の変動に 基づいて設定	 0~5㎡を新たに設定し、最低従 量単価を現行より引き下げ 既存区画 (6㎡から500㎡~まで) の従量使用料単価は引き上げ 	0~5㎡を新たに設定し、最低従 量単価を現行より引き下げ既存区画 (6㎡から500㎡まで)の 逓増度は現行とほぼ同一
従量使用料の水量区画 の設定	• 3 ~ 9程度の区分が一般的と記載	●基本水量を設定せず、0~5㎡を 新たに設定	●基本水量を設定せず、0~5㎡を 新たに設定
用途別使用料の設定	●設定に関する記載なし	•現行と同一	●現行と同一

4 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく 使用料体系案(パターン)

4 下水道使用料算定の基本的考え方に基づ〈使用料体系案(パターン)

4.1 基本使用料と従量使用料の割合

総括原価の費用は、「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解した後に、基本使用料及び従量使用料に配分されます。このうち、需要家費は基本使用料、変動費は従量使用料に全額配分されますが、固定費は基本使用料と従量使用料に按分されます。

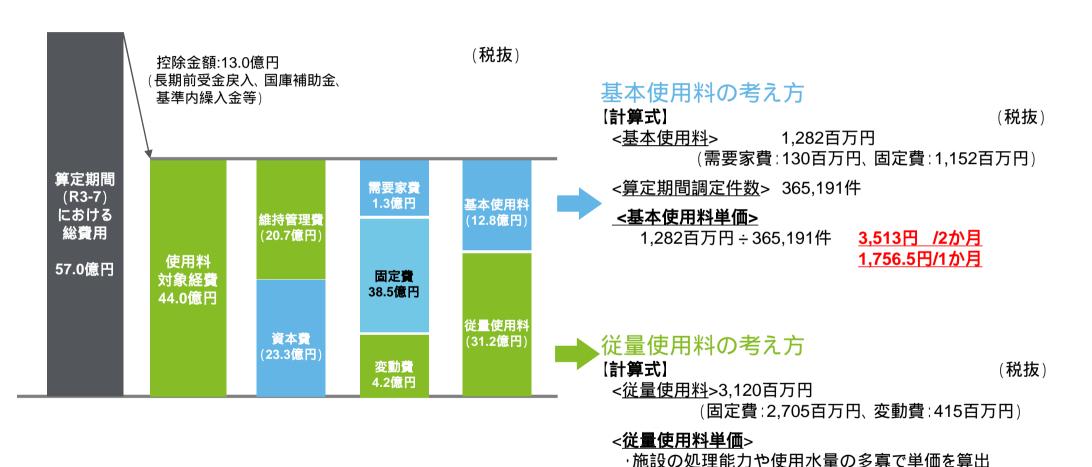


上記は<u>施設能力や排水処理量に応じて配分するのが適当</u>であると考えられるため、<u>水道料金算定要領で示されている方法を準用して、</u> 基本使用料と従量使用料の割合を設定しています

4 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系案(パターン)

4.2 下水道使用料体系

算定期間における使用料対象経費の金額とその内訳



4 下水道使用料算定の基本的考え方に基づ〈使用料体系案(パターン)

4.3 下水道使用料体系と特徴

使用料体系の比較

【現行体系】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価 (/ m³)		
		1 ~ 5 m³	0.0 円	
		6 ~ 10 m³	85.0 円	
		11 ~ 20 m³	95.0 円	
一般汚水	425.0 円	21 ~ 30 m³	120.0 円	
	(~5m³)	31 ~ 50 m³	145.0 円	
		51 ~ 100 m³	160.0 円	
		101 ~ 500m³	190.0 円	
		501m³~	215.0 円	
浴場汚水	4,250.0 円	101m³~	47.0 円	
	(~100m³)			

【下水道使用料算定の基本的考え方】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m³)		改定率
		1 ~ 5 m³	186.4 円	-
		6 ~ 10 m	206.6 円	+143.1%
		11 ~ 20 m³	202.6 円	+113.3%
一般汚水	1,756.5 円	21 ~ 30 m³	202.6 円	+68.8%
	(+313.3%)	31 ~ 50 m³	212.7 円	+46.7%
		51 ~ 100 m³	202.6 円	+26.6%
		101 ~ 500 m³	204.6 円	+7.7%
		501 m³ ~	222.9 円	+3.7%
浴場汚水	4,250.0 円	101㎡ ~	47.0 円	-
(修正なし)	(~100m³)			

【パターン の使用料体系案の主な特徴】

- 基本使用料単価は、425円から1,756.5円の4倍以上に引き上げとなります。
- 全体的に少量使用者の負担が大きい一方、大口使用者の負担は、少量使用者より小さくなる体系です。

現行の体系と比較すると、少量使用者の負担が大きく、大口使用者の負担が小さい体系となっています。

MEMO

5 現行体系を基礎とした使用料体系案(パターン・・)

パターン

R5年度:123円(税抜) 135円(税込) R9年度:136円(税抜) 150円(税込)

パターン

R5年度:135円(税抜) R9年度:150円(税抜)

5 現行体系を基礎とした使用料体系案(パターン)

5.1 下水道使用料体系

使用料体系の比較

【現行体系】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価 (/ m³)		
		1 ~ 5 m³	0.0 円	
		6 ~ 10 m³	85.0 円	
		11 ~ 20 m³	95.0 円	
一般汚水	425.0 円	21 ~ 30 m³	120.0 円	
	(~ 5 m³)	31 ~ 50 m³	145.0 円	
		51 ~ 100 m	160.0 円	
		101 ~ 500 m³	190.0 円	
		501 m³ ~	215.0 円	
浴場汚水	4,250.0 円	101m³~	47.0 円	
	(~100m³)			

1 基本水量設定なしの影響で各従量使用料単価の改定率が全体改定率を下回ります

【R5年度:123円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m³)		改定率 1
		1 ~ 5 m³	50.0 円	-
		6 ~ 10 m³	88.0 円	+3.5%
		11 ~ 20 m³	98.0 円	+3.2%
一般汚水	460.0 円	21 ~ 30 m³	124.0 円	+3.3%
	(+8.2%)	31 ~ 50 m³	150.0 円	+3.4%
		51 ~ 100 m³	166.0 円	+3.8%
		101 ~ 500 m³	197.0 円	+3.7%
		501 m³ ~	223.0 円	+3.7%
浴場汚水	4,250.0 円	101m³~	47.0 円	-
(修正なし)	(~100m³)			

【R9**年度:**136**円(税抜)**】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m³)		改定率 1
		1 ~ 5 m³	55.0 円	-
		6 ~ 10 m³	97.0 円	+14.1%
		11 ~ 20 m³	109.0 円	+14.7%
一般汚水	525.0 円	21 ~ 30 m³	138.0 円	+15.0%
	(+23.5%)	31 ~ 50 m³	166.0 円	+14.5%
		51 ~ 100 m	184.0 円	+15.0%
		101 ~ 500 m	218.0 円	+14.7%
		501 m³ ~	247.0 円	+14.9%
浴場汚水	4,250.0 円	101m³~	47.0 円	-
(修正なし)	(~ 100m³)			

5 現行体系を基礎とした使用料体系案(パターン)

5.2 下水道使用料体系

使用料体系の比較

【現行体系】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/ m³)		
一般汚水	425.0 円 (~5㎡)	1 ~ 5 m ² 6 ~ 10 m ² 11 ~ 20 m ² 21 ~ 30 m ² 31 ~ 50 m ² 51 ~ 100 m ² 101 ~ 500 m ²	0.0 円 85.0 円 95.0 円 120.0 円 145.0 円 160.0 円	
		501m ² ~	215.0 円	
浴場汚水	4,250.0 円 (~100㎡)	101m³~	47.0 円	

1 基本水量設定なしの影響で各従量使用料単価の改定率が全体改定率を下回ります

【R5年度:135円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m³)		改定率 1
一般汚水	504.5 円 (+18.7%)	1 ~ 5 m ² 6 ~ 10 m ² 11 ~ 20 m ² 21 ~ 30 m ² 31 ~ 50 m ² 51 ~ 100 m ² 101 ~ 500 m ² 501 m ² ~	98.0 円	+15.3% +14.7% +15.0% +15.2% +15.0% +15.3%
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100㎡)	101㎡ ~	47.0 円	-

【R9年度:150円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m³)		改定率 1
		1 ~ 5 m³	55.0 円	-
		6 ~ 10 m³	109.0 円	+28.2%
		11 ~ 20 m³	121.0 円	+27.4%
一般汚水	579.0 円	21 ~ 30 m³	153.0 円	+27.5%
	(+36.2%)	31 ~ 50 m³	186.0 円	+28.3%
		51 ~ 100 m³	205.0 円	+28.1%
		101 ~ 500 m³	243.0 円	+27.9%
		501m³~	275.0 円	+27.9%
浴場汚水	4,250.0 円	101m³~	47.0 円	-
(修正なし)	(~100m³)			

5 現行体系を基礎とした使用料体系案(パターン・・・) 5.3 パターン・の使用料体系案の特徴

【パターン・ の使用料体系案の主な特徴】

- パターン・は一律改定のため、口径・使用水量に関わらず、同程度の負担増加です。
- ✓ 一律改定のため、<u>現行との改定状況が分かりやすい</u>です。
- ✓ 使用料の適正化という点では不十分な可能性がある使用料体系となっています。

6 理論と現状を踏まえた使用料体系案(パターン・・)

パターン

R5年度:123円(税抜) 135円(税込) R9年度:136円(税抜) 150円(税込)

パターン

R5年度:135円(税抜) R9年度:150円(税抜)

6 理論と現状を踏まえた使用料体系案(パターン)

6.1 下水道使用料体系(パターン)

使用料体系の比較

【現行体系】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/ m³)		
		1 ~ 5 m³	0.0 円	
		6 ~ 10 m³	85.0 円	
		11 ~ 20 m³	95.0 円	
一般汚水	425.0 円	21 ~ 30 m³	120.0 円	
	(~5m³)	31 ~ 50 m³	145.0 円	
		51 ~ 100 m³	160.0 円	
		101 ~ 500 m³	190.0 円	
		501㎡ ~	215.0 円	
浴場汚水	4,250.0 円	101m³~	47.0 円	
	(~ 100 m³)			



(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/㎡)		改定率
一般汚水	556.0 円 (+30.8%)	1 ~ 5 m ³ 6 ~ 10 m ³ 11 ~ 20 m ³ 21 ~ 30 m ³ 31 ~ 50 m ³ 51 ~ 100 m ³	91.0 円 101.0 円 128.0 円 155.0 円 171.0 円	+7.1% +6.3% +6.7% +6.9% +6.9%
		101 ~ 500 m ² ~	203.0 円 222.0 円	+6.8% +3.3%
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100㎡)	101m³~	47.0 円	-

【R9年度:136円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途		基本使用料	従量使用料単価(/m³)		改定率
一般汚	水	635.0 円 (+49.4%)	1 ~ 5 m ² 6 ~ 10 m ² 11 ~ 20 m ² 21 ~ 30 m ² 31 ~ 50 m ² 51 ~ 100 m ²	100.0 円 112.0 円	+17.6% +17.9% +17.5% +17.9% +17.5%
			101 ~ 500m ³ ~	224.0 円 235.0 円	+17.5 % +17.9 % +9.3 %
浴場汚	-	4,250.0 円 (~100㎡)	101 m³ ~	47.0 円	-

6 理論と現状を踏まえた使用料体系案(パターン)

6.2 下水道使用料体系(パターン)

使用料体系の比較

【現行体系】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/ m³)			
		1 ~ 5 m³	0.0 円		
		6 ~ 10 m³	85.0 円		
		11 ~ 20 m³	95.0 円		
一般汚水	425.0 円	21 ~ 30 m³	120.0 円		
	(~5m³)	31 ~ 50 m³	145.0 円		
		51 ~ 100 m³	160.0 円		
		101 ~ 500 m³	190.0 円		
		501㎡ ~	215.0 円		
浴場汚水	4,250.0 円	101m³~	47.0 円		
	(~ 100 m³)				



(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m³)		改定率
一般汚水	610.0 円 (+43.5%)	1 ~ 5 m ² 6 ~ 10 m ² 11 ~ 20 m ² 21 ~ 30 m ² 31 ~ 50 m ² 51 ~ 100 m ² 101 ~ 500 m ² 501 m ² ~	21.0 円 100.0 円 113.0 円 141.0 円 171.0 円 189.0 円 224.0 円	+17.6% +18.9% +17.5% +17.9% +18.1% +17.9% +9.3%
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100㎡)	101m³~	47.0 円	-

【R9年度:150円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m³)		改定率
		1 ~ 5 m³	26.0 円	-
		6 ~ 10 m³	111.0 円	+30.6%
		11 ~ 20 m³	124.0 円	+30.5%
一般汚水	700.0 円	21 ~ 30 m³	157.0 円	+30.8%
	(+64.7%)	31 ~ 50 m³	190.0 円	+31.0%
		51 ~ 100 m³	210.0 円	+31.3%
		101 ~ 500 m³	249.0 円	+31.1%
		501 m³ ~	251.0 円	+16.7%
浴場汚水	4,250.0 円	101m³~	47.0 円	-
(修正なし)	(~ 100 m³)			

6 理論と現状を踏まえた使用料体系案(パターン・・)

6.3 パターン ・ の使用料体系案の特徴

【パターン・ の使用料体系案の主な特徴】

- パターン ・ は企業経営の安定化を図るため、基本使用料の改定率が高く、基本使用料割合が高くなっています。一方、使用者の過度な負担増加にならないよう、最低従量単価(1~5㎡)を低く設定しています。
- また、今後の大口使用者の接続促進に向け、最高従量単価(500㎡~)の改定率を相対的に低くしています。
- ✓ 経営の安定化を図り基本使用料割合を高めたが、最低従量単価と最高従量単価の改定率を相対的に低〈して、過度な負担増加にならないように意識した使用料体系となっています。

MEMO

7.1 各使用料体系案の概要

各使用料体系案の概要は以下の通りです。各体系の特徴の比較を次項以降で行います。

(1使用月につき/税抜)

	概要	改定額	改定率	基本使用料 収入割合	基本使用料	従量使用料 (最高·最低単価)
現行	現行使用料体系	_	0%	17.9%	425.0円	最高∶215.0円 最低: 85.0円
パターン	下水道使用料算定の基本的考え方 に基づき基本使用料·従量使用料を 設定	289円	(R5成行数値比) 153.2% (R9成行数値比) 131.1%	29.1%	1756.5円	最高:222.9円 最低:186.4円
184		R5 123円	8.2%		460.0円	最高∶223.0円 最低: 50.0円
パターン	基本使用料単価、従量使用料単価	R9 136円	23.5%	17.9%	525.0円	最高∶247.0円 最低: 55.0円
184 >,	を全て一律改定	R5 135円	18.7%	17.976	504.5円	最高∶248.0円 最低: 50.0円
パターン		R9 150円	36.2%		579.0円	最高∶275.0円 最低: 55.0円
184 >	経営の安定化を図る一方、使用者への	R5 123円	8.2%	04.00/	556.0円	最高:222.0円 最低: 20.0円
パターン	急激な負担増加を配慮して設定・基本使用料の改定幅を大きくし、基本	R9 136円	23.5%		635.0円	最高∶235.0円 最低: 25.0円
110 / .	使用料収入割合を21.6%に設定 ・従量使用料は原則、現行の単価比率	R5 135円	18.7%	21.6%	610.0円	最高∶235.0円 最低: 21.0円
パターン	を基に設定しているが、最高従量単価 (500㎡~)は少し改定率を抑えている	R9 150円	36.2%		700.0円	最高∶251.0円 最低: 26.0円

7.2 各使用料体系案の概要(参考:パターン別一覧)

П				Į
	į			1
1		ı	ı	

【現行体系】 (1使用月につき/税抜)

1-70 3 PT-73		(- 12	() () () () () () () ()	
用途	基本使用料	従量使用料単価(/m³)		
		1 ~ 5 m³	0.0 円	
		6 ~ 10 m³	85.0 円	
		11 ~ 20 m	95.0 円	
一般汚水	425.0 円	21 ~ 30 m	120.0 円	
	(~5m³)	31 ~ 50 m³	145.0 円	
		51 ~ 100 m³	160.0 円	
		101 ~ 500 m	190.0 円	
		501 m³ ~	215.0 円	
浴場汚水	4,250.0 円	101 m³ ~	47.0 円	
	(~100m³)			

【下水道使用料算定の基本的考え方】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用	改定率	
一般汚水	1,756.5 円 (+313.3%)	1~5m ² 6~10m ² 11~20m ² 21~30m ² 31~50m ² 51~100m ² 101~500m ²	206.6 円 202.6 円 202.6 円 212.7 円 202.6 円	+143.1% +113.3% +68.8% +46.7% +26.6% +7.7%
		501 m² ~	222.9 円	+3.7%
浴場汚水	4,250.0 円	101 m³ ~	47.0 円	-
(修正なし)	(~100m³)			

【R5年度:123円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m³)		改定率
		1 ~ 5 m³	50.0 円	-
		6 ~ 10 m³	88.0 円	+3.5%
		11 ~ 20 m	98.0 円	+3.2%
一般汚水	460.0 円	21 ~ 30 m³	124.0 円	+3.3%
	(+8.2%)	31 ~ 50 m³	150.0 円	+3.4%
		51 ~ 100 m	166.0 円	+3.8%
		101 ~ 500 m ³	197.0 円	+3.7%
		501 m³ ~	223.0 円	+3.7%
浴場汚水	4,250.0 円	101 m³ ~	47.0 円	-
(修正なし)	(~100m³)			

従量使用料単価(/m³)

1 ~ 5 m

6~10m³

11 ~ 20 m

21 ~ 30 m

31 ~ 50 m³

51~100m³

501m³~

101m² ~

101 ~ 500 m

【R5年度:135円(税抜)】

基本使用料

504.5 円

(+18.7%)

4,250.0 円

(1使用月につき/税抜)

50.0 円

98.0 円

109.0 円

138.0 円

167.0 円

184.0 円

219.0 円

248.0 円

47.0 円

【R9年度:136円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

月	途	基本使用料	従量使用	改定率	
— Aj	设汚水	525.0 円 (+23.5%)	1 ~ 5 m ² 6 ~ 10 m ² 11 ~ 20 m ² 21 ~ 30 m ² 31 ~ 50 m ² 51 ~ 100 m ² 101 ~ 500 m ² 501 m ² ~	97.0 円 109.0 円 138.0 円 166.0 円 184.0 円	+14.1% +14.7% +15.0% +14.5% +15.0% +14.7% +14.9%
浴場	湯汚水	4,250.0 円	101 m³ ~	47.0 円	-
(修	正なし)	(~100m³)			

改定率

+15.3%

+14.7%

+15.0%

+15.2%

+15.0%

+15.3%

+15.3%

【R9年度:150円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用	改定率	
一般汚水	579.0 円 (+36.2%)	1 ~ 5 m ³ 6 ~ 10 m ³ 11 ~ 20 m ³ 21 ~ 30 m ³ 31 ~ 50 m ³ 51 ~ 100 m ³ 101 ~ 500 m ³ 501 m ³ ~	109.0 円	+28.2% +27.4% +27.5% +28.3% +28.1% +27.9%
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100㎡)	101 m³ ~	47.0 円	-

江南市下水道事業経営審議会

浴場汚水

(修正なし) (~100㎡)

用途

一般汚水

(修正なし) (~100㎡)

7.2 各使用料体系案の概要(参考:パターン別一覧)

	【R5 年度:	123 円(税抜)]	】 (1使用月につき/税抜)		
	用途	基本使用料	従量使用	料単価(/ m³)	改定率	
パターン	一般汚水	556.0 円 (+30.8%)	1 ~ 5 m ² 6 ~ 10 m ² 11 ~ 20 m ² 21 ~ 30 m ² 31 ~ 50 m ² 51 ~ 100 m ² 101 ~ 500 m ² 501 m ² ~	91.0 円 101.0 円 128.0 円 155.0 円 171.0 円	+7.1% +6.3% +6.7% +6.9% +6.9% +6.8% +3.3%	
	浴場汚水	4,250.0 円	101 m³ ~	47.0 円	-	

	【R5 年度:	135 円(税抜)]	(1使用月	1につき/税抜)
	用途	基本使用料	従量使用	料単価(/m³)	改定率
パターン	一般汚水	610.0 円 (+43.5%)	1 ~ 5 m ² 6 ~ 10 m ² 11 ~ 20 m ² 21 ~ 30 m ² 31 ~ 50 m ² 51 ~ 100 m ² 101 ~ 500 m ² 501 m ² ~	100.0 円 113.0 円 141.0 円 171.0 円 189.0 円	+17.6% +18.9% +17.5% +17.9% +18.1% +17.9% +9.3%
	浴場汚水	4,250.0 円	101 m³ ~	47.0 円	-
	(修正なし)	(~100m³)			

【R9 年度:	136 円(税抜)]	(1使用月]につき/税抜)
用途	基本使用料	従量使用	料単価(/m³)	改定率
一般汚水	635.0 円 (+49.4%)	1 ~ 5 m ² 6 ~ 10 m ² 11 ~ 20 m ² 21 ~ 30 m ² 31 ~ 50 m ² 51 ~ 100 m ² 101 ~ 500 m ² 501 m ² ~	100.0 円 112.0 円 141.0 円 171.0 円 188.0 円	+17.6% +17.9% +17.5% +17.9% +17.5% +17.9% +9.3%
※ 浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100㎡)	101 m³ ~	47.0 円	-

[R9 年度:	150円(柷抜))]	(1使用片	まにつき/税抜)
用途	基本使用料	従量使用	料単価(/m³)	改定率
		1 ~ 5 m³	26.0 円	-
		6 ~ 10 m³	111.0 円	+30.6%
		11 ~ 20 m³	124.0 円	+30.5%
一般汚水	700.0 円	21 ~ 30 m³	157.0 円	+30.8%
	(+64.7%)	31 ~ 50 m³	190.0 円	+31.0%
		51 ~ 100 m ³	210.0 円	+31.3%
		101 ~ 500 m	249.0 円	+31.1%
		501 m³ ~	251.0 円	+16.7%
浴場汚水	4,250.0 円	101 m³ ~	47.0 円	-
(修正なし)	(~100m³)			

7.3 各使用料体系案の他団体比較

基本水量を設定している他団体は多いですが、近隣で直近に改定している2団体は廃止しており、今後 は設定しない傾向であると推察されます。また、春日井市の令和4年4月以降における基本使用料は令和 3年3月以前と比較すると、30%程度値上げしています。

(単位:円 1使用月につき/税抜)

田井夕	>* □ ÷× □	基本	サナショ				従量料金	(+12:13	. 127137 310	- C / 1703/X /
団体名	補足説明	使用料	基本水量	0 ~ 5 m³	6~10 m³	11~20 m	21~25 m 26~30 m	31~40 m ³	41~50 ㎡	51~100 m ³
江南市										
現行料金		425	~ 5 m³	0	85	95	120	14	15	160
パターン	【基本的考え方】	1,757	なし	186	207	203	203	2′	13	203
パターン	【R5年度:123円(税抜)】	460	なし	50	88	98	124	15	50	166
	【R9年度:136円(税抜)】	525	なし	55	97	109	138	16	66	184
パターン	【R5年度:135円(税抜)】	505	なし	50	98	109	138	16	67	184
	【R9年度:150円(税抜)】	579	なし	55	109	121	153	18	36	205
パターン	【R5年度:123円(税抜)】	556	なし	20	91	101	128	15	55	171
	【R9年度:136円(税抜)】	635	なし	25	100	112	141	17		188
パターン	【R5年度:135円(税抜)】	610	なし	21	100	113	141	17	71	189
	【R9年度:150円(税抜)】	700	なし	26	111	124	157	19	90	210
犬山市		550	~ 5 m³	0	44	84	104		129	
岩倉市		428	~ 5 m³	0	60	78	97		1	17
扶桑町		714	~ 10m³)	104	119	12	28	133
大口町		714	~ 10m³)	104	119	128		133
長久手市		1,000	~ 10m³	()		100	11	10	130
みよし市		900	~ 10m³)		90	100		120
武豊町		800	~ 10m³)	90	105		1;	30
東郷町	51~80㎡は180円	800	なし	1	0	90	100	120	140	180
一宮市	【~H29.9月】	596	~ 10m³)	10)1	111		115
	【H29.10月~】	596	なし		3	11	16	127		132
春日井市	【~R3.3月】	850	~ 10m³)	90	100	105	115	120
	【R3.3月~R4.3月】	950	なし	1	0	120	130	140	150	160
	【R4.4月~】	1,100	なし	2	:5	130	140	150	160	170

出典:他団体数値は各市HPや条例を参照

7.3 各使用料体系案の他団体比較

パターン を除き、10㎡は他団体と同水準であり、また、20㎡以上は高い水準になりますが、直近に料金改定を行った春日井市と比較すると、全体的に同水準であると考えられます。

(単位:円 2使用月につき/税込)

	田休夕					使用:		1 12 - 13		C 1702
団体名	補足説明	使用料	10 m	20 m³	30 m³	40 m	50 m	60 ㎡	70 ㎡	80 ㎡
江南市										
現行料金		934	934	1,870	2,914	3,960	5,280	6,600	8,194	9,790
パターン	【基本的考え方】	3,864	5,915	8,187	10,416	12,645	14,873	17,102	19,441	21,781
パターン	【R5年度:123円(税抜)】	1,012	1,562	2,530	3,608	4,686	6,050	7,414	9,064	10,714
	【R9年度:136円(税抜)】	1,155	1,760	2,827	4,026	5,225	6,743	8,261	10,087	11,913
パターン	【R5年度:135円(税抜)】	1,109	1,661	2,739	3,938	5,137	6,655	8,173	10,010	11,847
	【R9年度:150円(税抜)】	1,273	1,879	3,078	4,409	5,740	7,423	9,106	11,152	13,198
パターン	【R5年度:123円(税抜)】	1,223	1,443	2,444	3,555	4,666	6,074	7,482	9,187	10,892
	【R9年度:136円(税抜)】	1,397	1,672	2,772	4,004	5,236	6,787	8,338	10,219	12,100
パターン	【R5年度:135円(税抜)】	1,342	1,573	2,673	3,916	5,159	6,710	8,261	10,142	12,023
	【R9年度:150円(税抜)】	1,540	1,826	3,047	4,411	5,775	7,502	9,229	11,319	13,409
犬山市		1,210	1,210	1,694	2,618	3,542	4,686	5,830	7,249	8,668
岩倉市		940	940	1,600	2,450	3,310	4,380	5,450	6,510	7,580
扶桑町		1,570	1,570	1,570	2,714	3,858	5,167	6,476	7,884	9,292
大口町		1,570	1,570	1,570	2,714	3,858	5,167	6,476	7,884	9,292
長久手市		2,200	2,200	2,200	3,300	4,400	5,500	6,600	7,810	9,020
みよし市		1,980	1,980	1,980	2,970	3,960	4,950	5,940	7,040	8,140
武豊町		1,760	1,760	1,760	2,750	3,740	4,895	6,050	7,205	8,360
東郷町	51~80㎡は180円	1,760	1,870	1,980	2,970	3,960	5,060	6,160	7,480	8,800
一宮市	【~H29.9月】	1,310	1,310	1,310	2,422	3,532	4,644	5,864	7,086	8,306
	【H29.10月~】	1,310	1,398	1,486	2,762	4,038	5,314	6,712	8,108	9,506
春日井市	【~R3.3月】	1,870	1,870	1,870	2,860	3,850	4,950	6,050	7,205	8,360
	【R3.3月~R4.3月】	2,090	2,200	2,310	3,630	4,950	6,380	7,810	9,350	10,890
	【R4.4月~】	2,420	2,694	2,970	4,400	5,830	7,370	8,910	10,560	12,210

出典:他団体数値は各市HPや条例を参照

7.4 下水道事業者への影響(使用料の適正化)

使用料の適正化について比較すると、パターンは下水道使用料算定の基本的考え方に基づいて最も適正化を考慮した使用料体系ですが、使用者負担が最も大きくなります。

	パターン	パターン・	パターン・
	適正化	適正化不十分	適正化やや不十分
基本原則に基 づいた使用料 の適正化	基本使用料は下水道使用料算定の基本的考え方を反映して使用料体系を設定。 従量使用料は、同基本的考え方でも認められているため、現行の体系を基に逓増型の体系を設定。	基本使用料、従量使用料とも現行体系に基づいており、下水道使用料算定の基本的考え方は反映していない。	基本使用料割合を高めたが、下水 道使用料算定の基本的考え方は 反映していない。 他パターンと比較し、最低従量単 価を下げ、急激な負担増加に配慮 した体系を設定。

【下水道使用料の基本原則】

- 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。



上記原則の趣旨に基づいて算定方法を示されたのが「下水道使用料算定の基本的考え方」

7.5 使用者への影響 (少量使用者)

少量使用者への影響をみると、最小区画の従量使用料単価を低めに設定していることもあり、改定額が相対的に小さくなっています。

	パターン	パターン・	パターン・
	相当程度大きい	平均程度	相対的に小さい
少量使用者への影響 (使用料改定率)	・基本使用料が高めに設定され ているため、少量使用者の負 担は現行対比、相当大き〈なる。	・基本使用料、従量使用料とも一 律で改定しているため、改定額 は300~800円前後となってい る。	・従量使用料の最小区画(1~5 ㎡)の単価を相対的に低くした ため、10㎡以下の影響は小さく なっている。

(使用料改定額)

(単位:円 1使用月につき/税抜)

		パターン	パタ-	-ン	パタ-	-ン	パター	-ン	パター	-ン
使用水量	現行料金	119-5	123 円 (税抜)	136 円 (税抜)	135 円 (税抜)	150 円 (税抜)	123 円 (税抜)	136 円 (税抜)	135 円 (税抜)	150 円 (税抜)
5m³	425	2,689	710	800	755	854	656	760	715	830
5111	425	(+2,264)	(+285)	(+375)	(+330)	(+429)	(+231)	(+335)	(+290)	(+405)
10m³	950	3,722	1,150	1,285	1,245	1,399	1,111	1,260	1,215	1,385
10111	850	(+2,872)	(+300)	(+435)	(+395)	(+549)	(+261)	(+410)	(+365)	(+535)
20m³	1 000	5,748	2,130	2,375	2,335	2,609	2,121	2,380	2,345	2,625
20III	1,800	(+3,948)	(+330)	(+575)	(+535)	(+809)	(+321)	(+580)	(+545)	(+825)

7.5 使用者への影響 (大口使用者)

大口使用者への影響をみると、パターンのみ改定額は低く影響は相対的に小さいが、パターン・においては、(最大区画を除き)従量使用料単価の改定率が相対的に大きいため、影響も大きくなっています。

	パターン	パターン・	パターン・
	平均並み	相対的に小さい	相対的に大きい (500㎡~を除く)
大口使用者への影響 (使用料改定率)	・少量使用者への負担が大きいため、大口使用者の改定率は低下しているが、10,000~20,000円前後の改定額となっている。	・基本使用料、従量使用料とも 一律で改定しているため、500 ㎡以下への影響は相対的に小 さい。	・従量使用料の最大区画(500㎡ ~)の改定率を低くしたため、 1,000㎡以上の影響は小さく なっているが、500㎡以下への 影響は相対的に大きい

(使用料改定額)

(単位:円 1使用月につき/税抜)

		パターン	パタ-	ーン	パタ-	-ン	パタ-	-ン	パタ-	ーン
使用水量	現行料金	117-5	123 円 (税抜)	136 円 (税抜)	135 円 (税抜)	150 円 (税抜)	123 円 (税抜)	136 円 (税抜)	135 円 (税抜)	150 円 (税抜)
200m³	32,900	42,617	34,370	38,075	38,155	42,409	35,351	39,010	39,025	43,395
200111	32,900	(+9,717)	(+1,470)	(+5,175)	(+5,255)	(+9,509)	(+2,451)	(+6,110)	(+6,125)	(+10,495)
500m³	89,900	103,998	93,470	103,475	103,855	115,309	96,251	106,210	106,225	118,095
300111	69,900	(+14,098)	(+3,570)	(+13,575)	(+13,955)	(+25,409)	(+6,351)	(+16,310)	(+16,325)	(+28,195)
1 000 m³	107 400	215,447	204,970	226,975	227,855	252,809	207,251	223,710	223,725	243,595
1,000㎡ 	197,400	(+18,047)	(+7,570)	(+29,575)	(+30,455)	(+55,409)	(+9,851)	(+26,310)	(+26,325)	(+46,195)

7.6 総括

以上より、パターン ~ パターン を比較すると、パターン · が使用者である市民の視点から見て、 少量使用者·大口使用者ともに一定程度配慮した使用料体系となっており、パターン で新使用料体系を 設定することが望ましいと考えられます。

改定案	概要
パターン	✓ 下水道使用料算定の基本的考え方に基づいた使用料設定がされている。また、基本使用料収入割合が現行より大幅に上昇するため、使用水量が大きく変動した場合でも、経営は比較的安定する。
パターン・	 ✓ 下水道使用料算定の基本的考え方に基づいておらず、原価に基づいた適切な使用料設定がされていない。また、使用量が大き〈変動した場合、経営に与える影響も大きい。 ✓ 使用者への影響は水量使用の多寡によらず概ね同水準。 ✓ 使用料改定がわかりやす〈、使用者の理解が相対的に得られやすい可能性がある。
パターン・	✓ 使用者への影響をみると、少量使用者への改定額は相対的に小さく、負担の抑制が図られている。一方、基本使用料割合を高めたが、最低従量単価と最高従量単価の改定率を相対的に低くして、過度な負担増加にならないように意識する。